

情報公開をめぐる市民討論会記録（その1）

—その概要と早期立法化に向けての戦略—

3月23日市民討論会記録 平成維新神奈川 大田山 暢

奥津茂樹氏・講演録 （情報公開を求める市民運動事務局長）

●はじめに

「情報公開法を求める市民運動」は1980年から法律制定を求めて運動してきた。その過程で、地方自治体が情報公開条例を制定するようになったので、市民がその情報公開条例を利用する際のサポートを中心に活動してきた。また、法制定に向けた働きかけも随時行っており「情報公開法要綱案」についても、その作成主体である行政情報公開部会のヒアリングの場面などにおいて情報提供をしてきた。

そのような活動の実績をふまえ、本日は特に、情報公開法要綱案をめぐる周辺の話について特にお話をさせていただきたい。

●情報公開の意義

情報効果については、官官接待やカラ出張、薬害エイズ問題などを通して、一般の方々が必要性を痛感する状況になっている。情報公開は、民主主義にとって重要な位置を占めている。すなわち、民主主義というものは多数派形成が一つの原則であるが、情報公開はそれと対になるもので、一人でも行政のあり方を変えることができるということである。残念ながら近年、政治への無関心層が多くなり、生活者の視点に立った政治を実現するための多数派形成はしばらくの間は難しいだろう。特に若い人を中心に、政治についての自分一人の力に対する無力感・絶望感は強い。

しかし、情報公開はそのような状況の中で一つの可能性を示している。秋田県知事を辞職に追い込んだのはある一人の方の膨大な情報公開請求がきっかけになっている。首都圏の自治体（都県レベル）ではすべて、情報公開条例はすでに制定されているのでみなさんはそれを利用することができる。情報公開により、ひとつひとつ役所のあり方を変えていくことはできる。

私が今危惧しているのは、情報公開法ができてても有効に使いこなすことができる人がどれぐらいいるかということである。情報公開法が制定される前にみなさんが自治体の情報公開条例を利用して情報公開法を使いこなすトレーニングしていただければいいのではないかと考える。

●地方自治体の土地取得に関する情報公開について

情報公開について私が今関心をもっているのは土地の問題である。自治体や政府は土地をかなり買い込んでいるが、その実態は全く明らかになっていない。予算書を見れば各自治体がどれぐらいの土地を買っているかは分かる。自治体が用地を取得する場合、実際の建設が先になるときは、（自治体は単年度の会計主義であるため）土地の先行取得を各自治体の開発公社が行うことになる。開発公社が土地を買った場合、約定書に基づいて市がいずれ買い戻すことになる。バブル期に開発公社が土地を買いすぎて、市が土地をなかなか買い戻せない状況にある。このような土地を一般に塩漬け用地と呼んでいる。

例えば川崎市の場合、利息も含めて約1300億円、

面積34万㎡にのぼっている。取得金額は980億円であったが利息がついて膨れ上がっている。このような状況は都市部を中心に全国どこでもみられるものであり、横浜市では2年前で約3600億円になっている。また、川崎市では、土地開発公社だけではなく土地の先行取得特別会計を設けて、約1000億円土地を買っている。従って川崎市ではそれらを合計すると約2300億円、面積60数万㎡の土地を抱えており、この塩漬けの土地は、一般財源で買い戻さない限り利子が付いて負債が膨れていくことになる。川崎市では一般会計の規模は5000数百億であり、2300億円の土地を買い戻すことはとうてい不可能であり、すでに破綻した状況にあるといっていよい。

このような状況になった原因としては、議会がチェックできないことが一つあげられる。土地購入の状況はほとんど議会にも報告されない。従って、情報公開を通じて実態を明らかにしていくことが必要であるが、ただ情報公開請求は慎重に行う必要がある。なぜなら、単に土地購入の状況について情報公開請求しても、取得金額については非公開となるだろう。すなわち、土地を売った人がいくら受け取ったかが分かってしまうから、プライバシーに引っかかる。しかし、取得金額がわからなければ、その土地売買が適正であったかどうか判断できない。従って、請求する場合には土地の所在地や土地の所有者はとりあえず分からなくてもいいので、金額と土地の面積、事業名だけ調べてみるといい。そうするとどこの土地を買ったかだいたい分かるし、地元の不動産鑑定士や不動産屋に聞くと金額が高すぎるかどうかと言った点がすぐに分かるだろう。

この情報公開の請求方法については現在マニュアルを作っているところである。

この塩漬け用地は、全国の自治体を合計すると3兆、4兆になるだろう。特に、用地買収の際の代替地が怪しいとにらんでいる。代替地は原則としてこの土地を買うかは自由だから、かなり怪しい取引が含まれていると考えられる。自治体に土地を買わせようとする人にとっては格好的である。これは国から自治体への補助金の問題にもつながる。例えば補助金を利用して、仙台市では市場価格の4倍の金額で土地を買っていたことが問題になった。自治体内部の職員自身も危ない取引があることが知っている。

●情報公開法要綱案の長所と自治体の情報公開条例の改良点について

日本では情報公開は自治体の条例を中心に進んできた。その実績をふまえてこの度、国で情報公開法が制定されることになったが、これはある意味でラッキーだったといえる。というのは、国が法律を作るときには、自治体の仕組み、運用の実態をふまえ、改良して作ることになるだろうからだ。たとえば行政手続法などは、まず国が不十分な法律を制定してしまったために、それにならった自治体も不十分な仕組みで済ましている。情報公開条例は、自治体が進歩的に頑張ってきたため、国の情報公開法案も現時点でまずまずのものになっている。韓国の情報